平成２３年７月１２日

関係団体の長　様

新潟労働局労働基準部健康安全課長
新潟県県民生活・環境部環境対策課長

石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

日ごろ、労働行政及び新潟県における環境行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合、石綿障害予防規則の規定に基づき労働者へのばく露防止対策を講ずるとともに、大気汚染防止法の規定に基づき大気汚染の防止を図る必要があります。

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成23年６月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合によると思われるアスベストの飛散が確認されました。

このこと等を踏まえ、厚生労働省及び環境省は連名で別添のとおり関係団体の長あて要請を行ったところです。

集じん・排気装置の保守点検については、平成23年２月９日付け「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」で通知しているところでありますが、貴団体におかれましても、会員等に対し下記事項について、さらなる対応の徹底が図られるよう周知願います。

記

１　建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について

(1)　集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。

(2)　集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

(3)　その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

２　特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

(1)　特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付け状態の確認等について配慮すること。

(2)　集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、アスベスト除去等工事安全対策チェックリスト（新潟県県民生活・環境部環境対策課）「除去等工事中の留意事項　⑫石綿濃度を測定（立入禁止区域周辺）し、その評価を説明しましたか。」により、周辺環境の調査を徹底すること。

なお、周辺環境調査の詳細は、「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

３　アスベストの封じ込め等を行っていた箇所の損壊等への対応の徹底について

アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿障害予防規則第10条第１項又は同条第２項に基づく適切な対応を図ること。